



## 日本企業およびそのサプライヤーのための人権 デューデリジェンス3ステップガイド

日本企業は、急速に高まりつつある、自社および自社のサプライチェーンが社会に与える影響を把握し、それを示すよう求める声に対して応える必要性に直面しています。

日本政府が策定している「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」では、国際基準に沿った企業の人権尊重責任に対する期待について規定される予定です。

ドイツ、フランス、イギリスなど、規範的な規程を既に導入している国も増えています。EUのコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令が承認されれば、その領域で活動するすべての大企業に人権と環境のデュー・ディリジェンスが課されます。また、アメリカでは、強制労働に関連する商品の輸入を禁止する保留命令が出されています。

企業に対するプレッシャーは、政策や規範的な手段によるものだけではありません。児童労働や現代奴隷といった問題には関与したくないという消費者や投資家の関心は高まっており、さらには、世界中の無責任な企業行動に対するメディアの関心も高まっています。

今日のグローバル化した市場において、社会におけるウェルビーイングに配慮していることを証明できる企業は、長期的に安定した競争力を確保しながら、法的リスク、事業リスク、財務リスク、そして風評リスクを管理することができます。

UNDPは日本政府の支援を受け、日本企業が事業活動に伴う人権リスクを把握し、日本と17カ国で適切なデュー・ディリジェンスプロセスを確立できるよう、3ステップのガイドを提供します。

対象国：ガーナ、インドネシア、カザフスタン、ケニア、キルギス、ラオス、メキシコ、モンゴル、モザンビーク、ネパール、パキスタン、ペルー、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム。

## 日本企業がビジネスと人権アカデミーに参加する意義

- 17カ国における最も顕著な人権に対する影響に関する最新の分析にアクセスできる
- 人権デュー・ディリジェンスの実施方法について、専門家によるガイダンスを受けることができる(無償)
- ウェルビーイングを追求しつつ、グローバル市場における競争力を強化することができる

お問い合わせ先: UNDPビジネスと人権リエゾンオフィサー  
佐藤暁子 | akiko.sato@undp.org

## 人権デュー・ディリジェンス3ステップガイド

### 1 国別のアセスメント調査

国別のアセスメント調査は、日本企業やそのサプライヤーが17カ国それぞれで事業を行う際に関わる可能性のある人権リスクと人権デュー・ディリジェンスに対する期待を明らかにするためにUNDPが実施します。この調査は、希望する日本企業と関連政府機関に提供されます。

### 2 人権デュー・ディリジェンス研修

人権に関する国別のアセスメント調査に基づき、日本企業およびそのサプライヤーのニーズに合わせた人権デュー・ディリジェンス研修を、日本と対象17カ国で開催します。本研修は、国内外の人権デュー・ディリジェンスの専門家や国連の専門家が、日本語・英語及び現地語で実施します。

### 3 個別企業へのガイダンスセッション

より詳細な個別企業に対する1:1のガイダンスセッションは、希望する言語(日本語、英語、現地語)(通訳付き)で実施します。非公開かつインタラクティブに行う本セッションでは、企業は国内外の専門家より、事業を展開している国の人権への影響への取り組み方に関するガイダンスを受けることができます。